

**福島市保育士等奨学資金
貸付制度の手引き
(令和6年度)**

申請受付期間

令和6年1月9日(火)～2月9日(金)

福島市 こども未来部 幼稚園・保育課

電話 024-573-2021

—目次—

はじめに（制度の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

1. 貸付けを希望する場合の手続きについて・・・・・・・・・・ 3 ページ

2. 修学中の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

3. 卒業時の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

4. 市内の保育所、幼稚園等に勤務中の手続きについて・・・・・・・・ 7 ページ

5. 貸付けの停止について（奨学基本金の貸付けを受けている方）・・・・・・ 8 ページ

6. 契約の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

7. 奨学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

8. 奨学資金の返還免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

9. 奨学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

10. よくあるご質問（Q & A）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ

【問合せ先】

福島市 こども未来部 幼稚園・保育課 保育士等奨学資金貸付担当

〒960-8002 福島市森合町10番1号（福島市保健福祉センター2階）

電話：024-573-2021 FAX：024-572-3419

【各種様式の掲載先（福島市ホームページ）】

トップ>子育て・教育>幼稚園・保育園・子育て支援施策>保育所・幼稚園・認定こども園>保育士支援・保育士募集>保育士等奨学資金（以下のQRコード参照）



はじめに（制度の概要）

（１）貸付制度について

この制度は、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。）並びに幼稚園教諭の普通免許状を取得するための施設（以下「養成施設等」という。）に在学している方もしくは入学を予定している方のうち、将来、福島市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として勤務する意思のある方に対し、本市から奨学資金を貸し付けることにより、養成施設等での修学を支援し、市内における保育士、幼稚園教諭等の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後1年以内に市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として就職し、継続して5年以上勤務すると、借り受けた奨学資金の返還が全額免除されます。

※貸付けの申請にあたって

この制度は、市内の保育士、幼稚園教諭等の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

養成施設等を卒業後、市内の保育所、幼稚園等に就職し、5年以上勤務する意思があるか、申請にあたっては十分検討してください。

（２）奨学資金の種類

- ①奨学基本金（授業料その他の修学に関して必要な資金について貸し付けます。）
- ②入学一時金（入学金その他の入学の際に必要な資金について貸し付けます。）

（３）貸付対象者

- ①養成施設等に在学している方もしくは入学を予定している方。
- ②市内に引き続き1年以上住所を有している方。

※市外の養成施設等に在学している方もしくは入学を予定している方は、その養成施設等に入学する目的をもって住所を移転するまで引き続き1年以上市内に住所を有していた方。

- ③養成施設等を卒業後、市内の保育所、幼稚園等において保育士、幼稚園教諭等として勤務する意思がある方。
- ④この奨学資金の貸付けを過去に受けていない方。
- ⑤この奨学資金と同種類の奨学資金の貸付けを受けていない方。

※「保育士、幼稚園教諭等として勤務」とは、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等に従事することです。事務職としての勤務は該当しません。雇用形態は正規雇用に限りますが、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務であることが必要です。

(4) 貸付金額

①奨学基本金（年2回、半年分を貸付けを受ける本人の指定口座へ振り込みます。）

養成施設等の正規の修学期間が2年間の場合、月額5万円以内とします。

養成施設等の正規の修学期間が3年間の場合、月額3万3千円以内とします。

養成施設等の正規の修学期間が4年間の場合、月額2万5千円以内とします。

②入学一時金

40万円以内とします。

※事務処理等の都合により、振込が遅れることがあります。

(5) 貸付期間

貸付期間は、正規の修学期間を限度に、貸付決定された月から養成施設等を卒業する日の属する月までとなります。ただし、休学・出席停止中は貸付けを一時停止し、復学した場合又は出席停止の処分が解かれた場合には、貸付けを再開します。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 返還の免除

次の表の左欄に掲げる従事期間の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額の奨学資金の返還を免除します。

従事期間	免除額
3年以上5年未満	貸し付けた額の2分の1に相当する額
5年以上	貸し付けた額の全額

1. 貸付けを希望する場合の手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

①奨学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、福島市幼稚園・保育課で配布しているほか、本市ホームページからダウンロードできます。申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて幼稚園・保育課に提出してください。

【提出書類】

福島市保育士等奨学資金貸付申請書（様式第1号）・・・1部

誓約書（様式第2号）・・・1部

同意書・・・1部

小論文「福島市の保育の課題について」

（任意の様式で800字程度）

・・・1部

在学していること、又は入学を予定していることが確認できる書類

（例：合格通知、学生証の写し等）・・・1部

住民票の写し（本人を含む世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された

発行後3か月以内のもの）・・・1部

※市外に転出された方は、住民票の除票又は戸籍の附票も併せて提出してください（住所を移転するまで引き続き1年以上市内に住所を有していたことを確認するため）。

親権者又は後見人であることを証する書類（未成年者が申請を行う場合に限る）

（申請者が18歳以上の場合、住民票の写し等で確認できる場合は提出不要）・・・1部

保護者等の所得が確認できる書類（両親どちらも必要）

（例：最新年度の所得課税証明書等）・・・1部

保護者等の納税状況が確認できる書類（両親どちらも必要）

（例：納税証明書〈全税目が記載された最新年度のもの〉）・・・1部

<注意点>

※1 申請書や契約書等の提出書類に押印するハンコは、申請者や法定代理人それぞれ同一のものを使用してください。

※2 書類を訂正する際には使用したハンコで訂正印を押印し、修正液・修正テープ等での訂正はしないでください。

※3 連帯保証人について、令和5年1月1日時点で福島市に住民登録がない場合は、所得課税証明書を1部添付してください。

②貸付け審査・可否決定

貸付けに必要な書類を審査したのち、貸付けの可否を決定します。

審査結果については、「福島市保育士等奨学資金貸付・不貸付決定通知書（様式第3号）」により申請者に通知します。

③貸付決定

「福島市保育士等奨学資金貸付・不貸付決定通知書（様式第3号）」に、契約書及び請求書を同封しますので、必要事項を記入し添付書類と併せて提出してください。

【提出書類】

□福島市保育士等奨学資金貸付契約書（様式第4号）・・・3部

※1 連帯保証人が契約書に押印するハンコは必ず実印としてください。

※2 契約書は3部のうち1部に収入印紙の貼付が必要となります。

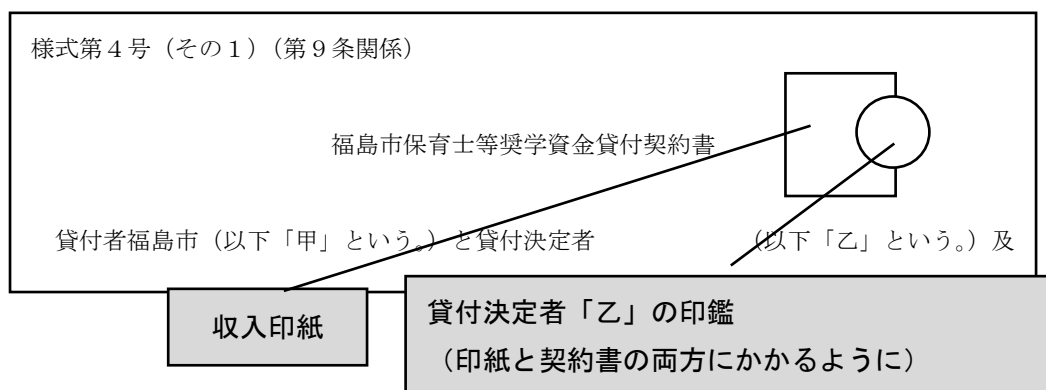
※3 収入印紙は郵便局で購入可能な日本政府発行の印紙を貼付下さい。

【印紙の金額】

契約額が10万円以上50万円以下・・・・・・・・・・400円

50万円以上100万円以下・・・・・・・・1,000円

100万円以上500万円以下・・・・・・・・2,000円



□福島市保育士等奨学資金貸付請求書（様式第7号）

※基本金及び一時金でそれぞれ1部ずつ必要となります。

□連帯保証人の印鑑登録証明書・・・1部

□連帯保証人の資力が確認できる書類（例：所得課税証明書等）・・・1部

※申請時点で提出している場合は不要

(2) 申請受付期間

令和6年1月9日（火）～令和6年2月9日（金）

(3) 申請書類提出先

申請書類は以下のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送での申請の場合

〒960-8002 福島市森合町10番1号（福島市保健福祉センター2階）

福島市役所こども未来部幼稚園・保育課 保育士等奨学資金貸付担当あて

② 窓口での申請の場合

福島市保健福祉センター2階 こども未来部幼稚園・保育課

※毎週月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）の市役所開庁時間（8時30分から17時15分まで）となります。

2. 修学中の手続きについて

(1) 貸付申請書等の提出（奨学基本金の貸付けを受けている方）

毎年3月中旬ごろに必要な書類を送付しますので、毎年4月10日（10日が土・日・祝
休日の場合は翌開庁日）必着で幼稚園・保育課に提出してください。

【提出書類】

□福島市保育士等奨学資金現況報告書（在学者用）・・・1部

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに幼稚園・保育課へ連絡するとともに、
書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出いただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号等を変更したとき	□福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 （様式第8号（その1））
②休学又は留年したとき	
③出席停止の処分を受けたとき	
④復学したとき	
⑤出席停止の処分が解かれたとき	
⑥退学したとき	
⑦奨学資金を必要としなくなったとき	□福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 （様式第8号（その3））
⑧連帯保証人の住所・氏名・電話番号等に変更が生じたとき	
⑨連帯保証人を変更するとき	

- ※1 ②③の事由が生じた場合には、奨学資金の貸付けを停止しますので、詳しくは「5. 貸付けの停止について」を参照し、必要な手続きを行ってください。
また、④⑤の事由が生じたときから、奨学資金の貸付けを再開しますので、必要な手続きを行ってください。
- ※2 ⑥⑦の事由が生じた場合には、奨学資金の貸付けを取り消しますので、詳しくは「6. 契約の解除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。
なお、奨学資金が取り消された後も引き続き養成施設等に在学している場合、本人の希望があれば奨学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「9. 奨学資金の返還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

3. 卒業時の手続きについて

○卒業時の報告

卒業年の3月中旬ごろに必要な書類を送付しますので、添付書類を添え、4月15日（15日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で幼稚園・保育課に提出してください。

【必要書類】

- 福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書（様式第8号（その2））・・・1部
- 福島市保育士等奨学資金養成施設等卒業等報告書（様式第9号）・・・1部

【添付書類】

- 養成施設等の卒業証明書の写し・・・1部
 - 保育士登録済通知書の写し・・・1部
- ※保育士証等が届きましたら速やかに、保育士証等の写しを幼稚園・保育課に提出してください。

○市内の保育所、幼稚園等に勤務する方

市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として5年以上勤務すると、奨学資金の返還が全額免除（3年以上5年未満の場合、返還金額の半額免除）となります。勤務中に必要な手続きについては、「4. 市内の保育所、幼稚園等に勤務中の手続きについて」を参照してください。

○その他の方

貸し付けた奨学資金を返還していただきます。詳しくは「7. 奨学資金の返還について」「8. 奨学資金の返還免除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

4. 市内の保育所、幼稚園等に勤務中の手続きについて

(1) 現況報告書の提出

毎年3月中旬ごろに必要な書類を送付しますので、毎年4月15日（15日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で幼稚園・保育課に提出してください。

【必要書類】

福島市保育士等奨学資金現況報告書（様式第10号）

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに幼稚園・保育課へ連絡するとともに、書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
① 氏名・住所・電話番号等を変更したとき	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 （様式第8号（その2）） <input type="checkbox"/> 就業等の事実を証明する書類（採用通知、辞令、雇用契約書等の写し）
②（産前産後・病気等）休暇、育児休業等の取得、退職または復職したとき	
③ 市内の保育所等を退職したとき	
④ 市内の保育所等へ転職したとき	
⑤ 連帯保証人の氏名・住所・電話番号等に変更が生じたとき	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 （様式第8号（その3））
⑥ 連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金連帯保証人変更申請書（様式第5号）

※1 5年間以上従事する前に③の事由が生じた場合には、借り受けた奨学資金は勤務年数に応じて返還となりますので、詳しくは「7. 奨学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※2 市内の保育所、幼稚園等における勤務形態が1日6時間かつ月20日に満たない形態に変更となった場合には、借り受けた奨学資金は勤務年数に応じて返還となりますので、詳しくは「7. 奨学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※3 ②から④の事由については、保育所、幼稚園等の長の証明が必要です。

5. 貸付けの停止について（奨学基本金の貸付けを受けている方）

（1）停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）分から奨学資金の貸付けを停止しますので、速やかに幼稚園・保育課へ連絡してください。

- ① 休学したとき。
- ② 出席停止の処分を受けたとき。

（2）提出書類

福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書（様式第8号（その1））・・・1部
※復学、出席停止の処分を解かれた場合にも上記書類を提出してください。貸付けを再開する手続きをします。

（3）提出時期

事由発生後、速やかに幼稚園・保育課に書類を提出してください。

6. 契約の解除について

（1）解除対象

次の事由に該当する場合は、契約の解除となりますので、速やかに幼稚園・保育課へ連絡してください。

- ① 養成施設等に入学しなかったとき。
- ② 養成施設等を退学したとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 奨学資金を必要としなくなったとき等。

（2）提出書類

①②④の場合

福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書（様式第8号（その1））
※借り受けた奨学資金の全額返還となりますので、詳しくは「7. 奨学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

③の場合

死亡届（様式第11号） ※相続人が提出
死亡診断書又は戸籍謄本等
※詳しくは「7. 奨学資金の返還について」及び「8. 奨学資金の返還免除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

（3）提出時期

事由発生後、速やかに幼稚園・保育課に書類を提出してください。

7. 奨学資金の返還について

(1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた奨学資金を返還していただきますので、速やかに幼稚園・保育課へ連絡してください。

- ① 契約を解除されたとき。
- ② 養成施設等を卒業後、1年以内に市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として就職しなかったとき。
- ③ 市内の保育所、幼稚園等を従事期間5年未満で退職したとき。
- ④ 市内の保育所、幼稚園等における勤務形態が1日6時間かつ月20日に満たない形態に変更となったとき

※1 ①の事由の場合については、「9. 奨学資金の返還猶予について」も参照し、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。

※2 一定の要件を満たした場合、奨学資金の全額又は一部を免除します。詳しくは「8. 奨学資金の返還免除について」を参照してください。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①契約の解除	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還計画書（様式第15号）
②卒業後、1年以内に市内保育所等に保育士等として就業しなかったとき	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金現況報告書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還計画書（様式第15号）
③就業後、5年未満で退職	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還計画書（様式第15号）
④勤務形態の変更	

(3) 提出時期

返還事由発生後、速やかに幼稚園・保育課に書類を提出してください。

(4) 返還方法

返還は月払い・半年払いのどちらかの方法となります。繰上げ返還も可能です。

※市指定の納付書による返還となります。

(5) 返還期間

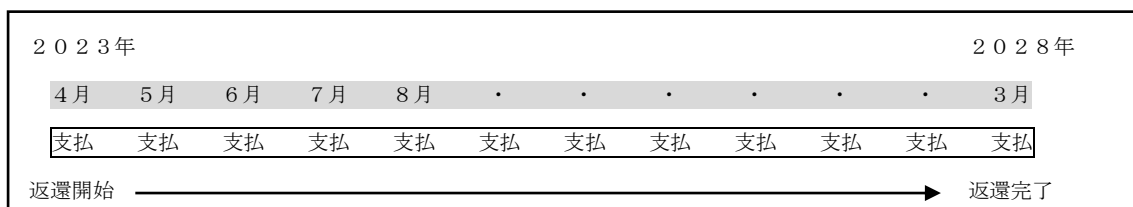
返還の事由が発生したのち、5年を限度とした期間内に返還していただきます。

※返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、年14.6パーセントの遅延利息を返還金と併せて納入していただきます（当該返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）。

(例) 2年間（月5万円×24カ月+入学一時金40万円=160万円）の貸付けを受けた場合の返還

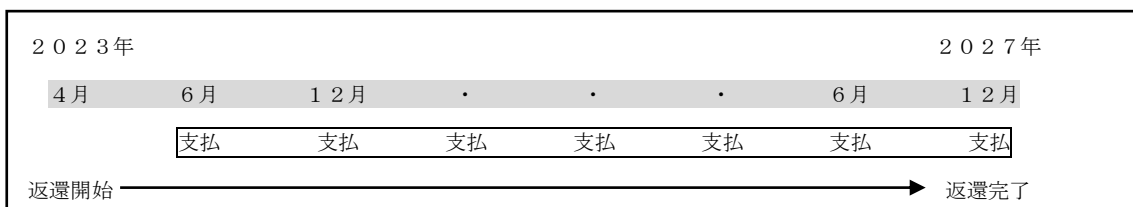
①月払いの場合

- ・返還金額 160万円
- ・返還期間 2023年4月から2028年3月まで
- ・支払い 初月7,000円、2月目以降毎月27,000円ずつ返還（60回払い）



②半年払いの場合

- ・返還金額 160万円
- ・返還期間 2023年4月から2027年12月まで（半年ごと6月及び12月に返還）
- ・支払い 初月142,000円、2月目以降162,000円ずつ返還（10回払い）



8. 奨学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、奨学資金の全額または一部の返還が免除となりますので、速やかに幼稚園・保育課へ連絡してください。

【全額免除となる事由】

- ① 養成施設等を卒業後1年以内に市内の保育所、幼稚園等に就職し、保育士、幼稚園教諭等として5年以上従事したとき。

※産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、従事期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。

- ② 本人が死亡したとき。

- ③ 心身の障害により次の事由に該当するとき。

・養成施設等に在学することが困難となったとき。

・市内の保育所、幼稚園等で、継続して従事することが困難となったとき。

※②③は、やむを得ない事情があると認められるときに、全部若しくは一部の返還を免除することができます。

【一部免除となる事由】

- ④ 市内の保育所、幼稚園等を、3年以上5年未満の従事で退職したとき。

免除額は、貸し付けた額の2分の1に相当する額です。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①市内保育所、幼稚園等で5年以上の従事	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還免除申請書（様式第13号） <input type="checkbox"/> 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類
②死亡したとき	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還免除申請書（様式第13号）
③心身障害による退学又は退職	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還免除申請書（様式第13号） <input type="checkbox"/> 事由を証明する書類（障害者手帳の写し、診断書等）
④市内保育所、幼稚園等を、3年以上5年未満の従事で退職	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還免除申請書（様式第13号） <input type="checkbox"/> 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類

(3) 提出時期

事由発生後、速やかに幼稚園・保育課に書類を提出してください。

9. 奨学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、速やかに幼稚園・保育課へ連絡してください。

- ①契約を解除された後も、引き続き修学先養成施設等に在学しているとき。
- ②大学院に在学しているとき。
- ③病気その他のやむを得ない理由により期日までの返還が困難となったとき。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①契約解除後も養成施設等に在学	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書（様式第19号）
②大学院に在学	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書（様式第19号） <input type="checkbox"/> 大学院に在学していることが確認できる書類
③病気その他	<input type="checkbox"/> 福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書（様式第19号） <input type="checkbox"/> 事由を証明する書類（障害者手帳の写し、診断書等）

(3) 提出時期

返還猶予事由発生後、速やかに幼稚園・保育課に書類を提出してください。

10. よくあるご質問 (Q&A)

質問	回答
<p>1. 福島市内に住んでいなくても貸付けを受けられますか。</p>	<p>市内に引き続き1年以上住所を有している方が対象です。または、市外の養成施設等に在学し、又は入学を予定して市外に住所を移転している方であっても、養成施設等に入学するまで又は養成施設等に入学する目的をもって住所を移転するまで引き続き1年以上市内に住所を有している場合対象となります。</p>
<p>2. 「市内の保育所、幼稚園等」とは、どういった施設になりますか。</p>	<p>公立・私立の認可保育所、公立・私立の認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、公立・私立の幼稚園、認可外保育施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設です。</p>
<p>3. 病気などの理由で卒業後1年以内に就職できなかった場合はどうなりますか。</p>	<p>病気などの理由が継続する期間が見込める場合には、申請により、その期間における返還を猶予します。ただし、卒業後1年間に追加できる猶予期間は、1年以内を想定しています。その期間内に就職した場合には、そこから5年間の従事により返還の全額免除の対象となります。</p> <p>また、特に重い病気などにより就職の目処が立たない場合には、返還の免除の対象となります。</p>
<p>4. 市内の保育所、幼稚園等で5年間従事する前に、結婚して市外に引越すことになった場合はどうなりますか。</p> <p>また、市外で働くこととなった場合はどうなりますか。</p>	<p>引き続き市内の保育所、幼稚園等において保育士、幼稚園教諭等として勤務し、延べ5年間従事する場合、全額免除の対象となります。</p> <p>また、市外で働くこととなった場合、市内の保育所、幼稚園等の保育士、幼稚園教諭等として従事した期間に応じて、返還の対象となります。</p>

<p>5. 市内の保育所、幼稚園等で5年間従事する前に子育てのために退職して、10年後に再度市内の保育所、幼稚園等で従事する場合はどうなりますか。</p>	<p>5年間従事する前に退職した場合、病気その他のやむを得ない理由があり、当該理由の継続する経過後、引き続いて再び市内の保育所、幼稚園等において、保育士、幼稚園教諭等としてその業務に就き、及び引き続き保育士、幼稚園教諭等としてその業務に従事する場合、従事期間を通算します。</p> <p>ご質問のケースは、退職する時点で再就職の見込・意思が確認できないため、従事期間に応じた返還の対象となります。また、いったん返還を行っていただいた後は、その後再就職したとしても奨学資金をお戻しすることはできません。</p>
<p>6. 卒業後就職した市内の保育所、幼稚園等を退職し、市内の他の保育所、幼稚園等に転職することは可能ですか。</p>	<p>可能です。引き続き保育士、幼稚園教諭等として従事する場合、両方の従事期間を通算します。</p>
<p>7. 産休・育休の期間は、従事期間に含めることができるのでしょうか。</p>	<p>含めることはできません。産休・育休期間を除いて、5年間従事した場合、返還の全額免除の対象となります。</p>
<p>8. 貸付けを受ける期間は、1年間でも可能ですか。</p>	<p>1年間でも可能です。(貸付けの期間は、貸付けの契約に定められた月から当該契約の締結時に内定または在学している養成施設を卒業する日の属する月までの期間になります。)</p>
<p>9. 市税を滞納している世帯の子であっても、貸付けを受けることができますか。 また、生活保護世帯の子であっても、貸付けを受けることができますか。</p>	<p>貸付けの申請をしていただくことは可能です。ただし、貸付決定の選考において、市税の滞納等を確認させていただきます。</p>
<p>10. 他の奨学資金との併給は可能ですか。</p>	<p>福島市保育士等奨学資金と同種類の養成施設等への修学に係る奨学資金その他これに類するものの貸付け又は給付との併給はできません。例えば、日本学生支援機構の奨学金との併給はできますが、福島県保育士修学資金との併給はできません。</p>

<p>1 1. パートタイム保育士でも、返済債務の免除対象となりますか。</p>	<p>雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務であることが免除対象の条件となります。</p>
<p>1 2. 申請は保護者でも可能ですか。</p>	<p>申請者は貸付対象者になります。書類の提出は、申請者の委任状添付により、保護者でも可能です。</p>
<p>1 3. 短期大学から4年制大学へ編入後、引き続き貸付けを受けることはできますか。</p>	<p>4年制大学へ編入後、貸付けを受けることはできません。短期大学卒業時に「3. 卒業時の手続きについて」を参照の上、手続きが必要となります。</p> <p>また、4年制大学へ編入後毎年3月31日の状況を確認する必要がありますので、福島市保育士等奨学資金現況報告書（様式第10号）に在学していることが確認できる書類を添えてご提出ください。</p> <p>なお、卒業後、市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として従事した場合、福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書（様式第8号（その2））をご提出ください。</p>
<p>1 4. 養成施設等に在学中に留年したときはどうすればいいですか。 奨学基本金の貸付けを受けることはできますか。</p>	<p>福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書（様式第8号（その1））をご提出ください。</p> <p>留年期間は貸付けを受けることができません。</p>
<p>1 5. 返還となった場合、月賦での返還が困難となり、その月の返還期日までに返還できなかった場合どうなりますか。</p>	<p>正当な理由がない場合、一括返還となります。また、延滞利息が発生した場合、併せて納付していただきます。</p>
<p>1 6. 申請したいのですが、申請期間内に養成施設等への入学が決まっています。そのような場合でも申請することができますか。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、貸付契約の締結は入学決定後となりますので、入学前に入学一時金を支払うことができない場合があります。</p>

